

再公示：次の案件については、10月5日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

公示番号：160762

国名：東ティモール

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（灌漑維持管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑維持管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年11月中旬から2017年1月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 1.27M、合計 1.72M/M
- (3) 業務日数：国内準備 5日、現地業務 38日、国内整理 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年11月8日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	灌漑維持管理に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモールにおいて、農業は非石油輸出額の約80%を占め、就業人口の約65%が従事する重要な基幹産業である（State Budget 2016, Budget Overview Book 1）。現在は、石油や天然ガス等の資源収入がGDPの約80%を占める一方、これらの天然資源は早ければ2021年頃には枯渇する可能性があるとしており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいては、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP、2011年）を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の増加、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020年までの食料自給達成を目標としている。しかしながら、2013年におけるコメの自給率は約35%であり、国内のコメ消費量の約65%を輸入米が占めている。輸入米の流入量は年々増加を続けており、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

しかし、コメ増産を目指す上で、コメ生産農家の営農意欲低下が大きな課題となっている。コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。更に、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメの作付面積は2008年（46,000ha）をピークにその後減少を続けている。

コメ生産による現金収入の低迷の原因として、①投入資材（優良種子、肥料等）や栽培技術の不足、②灌漑施設の不適切な管理による取水不足、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府による国産米買い取り制度の未整備が挙げられている。係る状況がコメの生産性低下／低迷、国産米の流通停滞をまねくと共に、コメ生産による農家所得低迷の原因となっている。東ティモールの食料自給向上のためには、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスを一貫して機能させ、コメ生産を通じた農民の適切な収入を実現することにより、農家のコメ生産に対する意欲を向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICAは東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）の実施を2016年5月に合意した。本プロジェクトでは、農業水産省関係各局（農業園芸普及局、灌漑水利用管理局、農業通商局）及び商工環境省各局（国家流通センター、調達・倉庫備蓄局）（以下、「C/P機関」という。）を対象に、①選定地域コメ生産農

家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り／配布システムの改善に取り組むことで、東ティモールにおける国産米生産を強化し、もって農家世帯所得の向上を図る計画であり、コメのバリューチェーン全体の改善が必要となる。

本プロジェクトは、2016年9月中旬より2021年9月中旬まで5年間の実施を予定しており、2016年9月中旬より「チーフアドバイザー」、「農産物流通・販売」及び「業務調整」の3名の長期専門家、同年10月中旬より「営農状況調査」及び「コメ流通販売調査」の2名の短期専門家を派遣予定である。また、2016年9月中旬から2017年3月中旬までの半年間をベースライン調査期間とし、本プロジェクトの実施方針、活動内容、投入計画等を策定する予定である。

本プロジェクトの実施に伴い、対象地域であるブルト灌漑スキーム（バウカウ県・マナツト県）及びマリアナI灌漑スキーム（ボボナロ県）における、成果2「灌漑維持管理能力の向上」に係る協力活動・評価指標の検討を目的として、本専門家を派遣する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、プロジェクトチーム及びカウンターパート（C/P）と協議・調整しつつ、本プロジェクト成果2に係るPDM改訂及び技術移転に必要な調査を行うことを目的とする。具体的には、ベースライン調査を通して課題の抽出及びPDM指標の基礎情報の収集を行い、加えて、成果2に係る緊急性の高い課題の解決を図るべく、灌漑維持管理・水利組合組織に関する技術移転を行う。更に、調査及び技術移転の結果を基に、成果2に係る協力活動の改訂案と評価指標を提案することとする。

なお、成果2の対象サイトはブルト灌漑スキーム及びマリアナI灌漑スキームであるが、ブルト灌漑スキームはJICA無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」によって16の伝統的灌漑スキームが合体され、新設された水利組合が2017年3月より運営開始予定であるのに対し、マリアナI灌漑スキームにおいては2007年に無償資金協力「マリアナI灌漑施設改修計画」にて灌漑施設が改修されて以来、水利組合が灌漑管理を実施している。よって、これら水利組合の状況の相違を考慮しつつ、特にブルト灌漑スキームは今後初めて水利組合による灌漑管理が行われることから、緊急に実施せねばならない課題を念頭に活動することが必要である。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（1）国内準備期間（2016年11月中旬）

- ① 「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」、技術協力プロジェクト「マナツト県灌漑稲作プロジェクト（フェーズ1・2）」にて作成された灌漑関係マニュアル、無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」の準備調査報告書及び同事業ソフトコンポーネントにおいて作成されたマニュアル類並びに活動報告書、無償資金協力「マリアナI灌漑施設改修計画」の基本設計調査報告書、本プロジェクトに係る現地調査報告書、及び他ドナーによる援助状況資料等の関連資料を収集・整理・分析し、本プロジェクトの背景・現状を理解するとともに、東ティモールの農業農村開発セクターの概観を把握する。
- ② 無償資金協力「マリアナI灌漑施設改修計画」の詳細設計に係る資料を収集・整理・分析し、現時点での部品の摩耗・退化による破損のリスクを検討する。

- ③ プロジェクト関係資料（月報、各種報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ④ 上記①～③の結果を踏まえ、JICA 農村開発部、同東ティモール事務所及びプロジェクトチームと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ⑤ JICA 農村開発部、東ティモール事務所、及びプロジェクトチームとの調整会議、協議に参加する。
- ⑥ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出・説明し、合意を得る。併せて、東ティモール事務所及びプロジェクトチームへもデータを送付する。

（２）現地業務期間（2016年11月中旬～2016年12月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA 東ティモール事務所、プロジェクトチーム、C/P 機関にワークプランの説明を行い、承認を得る。
- ② 対象２灌漑スキーム全般について、関連情報の収集及び現地ヒアリング等を通じて本プロジェクト成果２に係る課題を抽出する。具体的には、下記項目の調査を行う。なお、一部情報については事前調査によって情報収集を終えているため、調査報告書の収集情報・資料を踏まえ、現地での確認のみを行うこととする。

- ア) 灌漑地区の基礎情報：灌漑スキームの位置等の一般情報、灌漑システムの概要
- イ) 灌漑施設の維持管理：施設のモニタリング体制、維持管理責任（政府と水利組合との責任範囲）・費用・方法・記録、直面している問題と政府の支援状況および成功例・失敗例
- ウ) 水利組合の法的枠組み：法整備状況及び担当部局、管理分担及び水利費の法制化状況
- エ) 水利組合の制度・組織的枠組み：水利組合の設立状況、水利組合定款及び規約、政府の関与状況、水利組合組織の構成
- オ) 水利組合の運営：
 - (a) マリアナI灌漑スキーム：各水路の農家状況、組合管理状況、水利費の徴収状況、主な組合活動内容及びその他の活動内容、直面している問題及び政府の支援状況
 - カ) ブルト灌漑スキーム：各水路の農家状況、伝統的水利秩序及び伝統的権威の確認、従前の伝統的地区間の取り決め・慣行などの確認、水利組合構成の妥当性、施設管理に係る政府と水利組合の役割分担、水利費の目的・必要性・徴収方法の検討に必要な関連情報、各支線水路受益範囲、従前伝統的灌漑地区受益範囲の確認、無償資金協力ソフトコンポーネントの実施内容確認、期待される主な組合活動内容及びその他の活動内容、予想される問題及び政府の支援状況
 - 水管理：
 - (a) マリアナI灌漑スキーム：水管理施設の操作実態及び操作責任者、配水計画及び配水実態、直面している問題と政府の支援状況および成功例・失敗例
 - (b) ブルト灌漑スキーム：想定される水管理施設の操作方法・実施者及び操作責任の確認、配水計画及びモニタリング体制の確認。

キ) 能力・意欲の向上策：マニュアル等の整備及び研修実施状況、農民の増収意欲

- ③ 対象 2 灌漑スキームの維持管理・水管理の現状について、関連情報の収集、ヒアリング及び現地踏査等を通じて、成果 2 の PDM 指標設定に必要となる基礎資料を収集する。具体的には、各灌漑スキームで水利組合が水配分を管理している末端水路（ブルト灌漑スキームは支線水路、マリアナ I 灌漑スキームは三次水路）の上流端・中央・末端付近において、施設及び圃場の現状に係る下記項目の調査を行う。

ア) 基礎情報：水路長、圃場の位置、圃場面積、各分水工の受益範囲

イ) 維持管理状況：

マリアナ I 灌漑スキーム：維持状態、維持管理状態が悪い場合はその理由、維持管理の共同作業内容

ブルト灌漑スキーム：想定される維持管理上の課題

ウ) 水管理状況：

両灌漑スキーム：水配分の決定者、取水が開始してから水が圃場へ到達するまでの日数、二期作の有無、二作目の作物名、過去 5 年間の水不足の頻度、過去 5 年間の水紛争の発生頻度、過去 5 年間の水利費支払い回数

ブルト灌漑スキーム：各地区で取水不可能だった年数、伝統的水利費の支払い回数、水利費不払いの理由、不払いの場合の伝統的なペナルティ、伝統的な水紛争及び水調整の経緯

エ) その他：回答者が栽培している総圃場数、所持/賃貸している圃場の総面積、その地域の共同作業の指導者、過去 5 年間に共同作業へ参加しなかった頻度、その地域における水配分の決定者（水路長/伝統的水番人/その他）

- ④ 無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」のソフトコンポーネント進捗状況を確認し、ソフトコンポーネント終了後に本プロジェクトで取り組むべき活動について、無償資金協力コンサルタントと協議の上、検討する。
- ⑤ 上記②～④の結果及び経験を踏まえ、PDM 成果 2 における灌漑維持管理に係る活動内容及び評価指標の改訂案を作成する。
- ⑥ マリアナ I 灌漑スキーム取水ゲート巻き上げ機の破損状況を調査し、部品調達・修理方法の検討を行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務完了報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA 東ティモール事務所及びプロジェクトチームに現地業務完了報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017 年 1 月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文 3 部（JICA 農村開発部、JICA 東ティモール事務所、プロジェクトチームへ各 1 部）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA 東ティモール事務所、プロジェクトチーム、C/P 機関へ各 1 部）

（2）現地業務完了報告書

現地業務終了時に、現地関係者に現地業務の結果を共有するために作成。業務の具体的内容、業務の達成状況などを記載。

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA 東ティモール事務所、プロジェクトチーム、C/P 機関へ各 1 部）

（3）専門家業務完了報告書

業務の完了を確認するために作成。業務の具体的内容、業務の達成状況、業務実施上遭遇した課題とその対処、プロジェクト実施上での残された課題等を記載。

和文 1 部（JICA 農村開発部）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、各電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒シンガポール⇒ディリ⇒シンガポール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、2017 年 3 月よりブルト灌漑スキームの灌漑給水が開始されることから、現地派遣期間については、2016 年内を目途に、灌漑給水開始前に必要な活動期間が確保できるよう提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係るプロジェクトチーム構成は、以下のとおりです。（本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ記載）

ア）チーフアドバイザー（長期派遣専門家）

イ）農産物流通・販売（長期派遣専門家）

ウ）業務調整員（長期派遣専門家）

エ）コメ流通販売調査（短期派遣専門家、10月中旬～11月上旬）

オ）コメ営農状況調査（短期派遣専門家、10月中旬～11月上旬）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

便宜供与あり

イ) 宿舎手配

便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供あり

エ) 通訳備上

現地において、必要に応じて通訳（英語⇄テトゥン語）を備上予定

オ) 現地日程のアレンジ

C/P 機関との協議についてはプロジェクトチームがスケジュールアレンジを行うが、必要に応じて専門家本人によるアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)

- ・「東ティモール国 ブルト灌漑施設改修計画準備調査報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012673.html>)

- ・「東ティモール民主共和国 マリアナI灌漑施設改修計画基本設計調査報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169806.html>)

- ・「東ティモール民主共和国 マナツト県灌漑稲作プロジェクト終了時評価調査報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254552.html>)

- ・「東ティモール民主共和国 マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書」

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019524.html>)

② 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8452）にて配布します。

- ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

- ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト現地調査報告書（2016年7月～8月）」

- ・「東ティモール民主共和国 マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2事業完了報告書」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。現

地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上